事業主様各位

労務 ROAD

VOL.698
（2006―1）

idea
社会保険労務士法人イデア
（旧　河本社労士事務所）

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: https://k-s-j.net/
編集担当：君野・茅原

▮算定基礎届の提出時期が近づいてまいりました！

健康保険・厚生年金保険に入っている事業所では、毎年１回、「算定基礎届」の提出が必要です。
被保険者の実際の報酬額と、毎月の保険料決定の基準になる標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、４～６月に支払った報酬を届け出ます。この届出内容に基づき、本年９月から翌年８月まで、１年間の標準報酬月額が決定されます。

●提出期間：７月１日から１０日まで

●届出が必要な被保険者の範囲
７月１日現在で使用しているすべての被保険者

※ただし、以下のいずれかに該当する方については届出不要です。
①６月１日以降に資格取得した方
②６月３０日以前に退職した方
③７月改定の月額変更届を提出する方

●報酬とは…
標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるもの全てのものを含みます。
（例）

	金銭（通貨）で支給されるもの	現物で支給されるもの
報酬となるもの	・基本給（月給・週休・日給など） ・家族手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、特別勤務手当、能率給、勤務地手当 ・年４回以上の賞与	・通勤定期券、回数券 ・食事、食券 ・社宅、寮、 ・被服（勤務服ではないもの） ・自社製品
報酬とならないもの	・大入袋 ・見舞金、慶弔費 ・解雇予告手当、退職手当 ・出張旅費、交際費、 ・傷病手当金、労災の休業補償給付 ・年３回以下の賞与	・制服、作業着（業務用） ・見舞品 ・食事（一定額を本人が負担）

▮８・９月随時改定予定者の社会保険算定基礎届について

８月または９月に随時改定が予定されている社会保険の被保険者については、事業主から申出をした場合は算定基礎届の省略が可能です。
⇒届出省略の申出を行う場合は、次のとおり算定基礎届を作成の上、ご提出ください。
①報酬月額欄は記入せず、空欄とする。
②備考欄の「3.月額変更予定」に〇をつける。

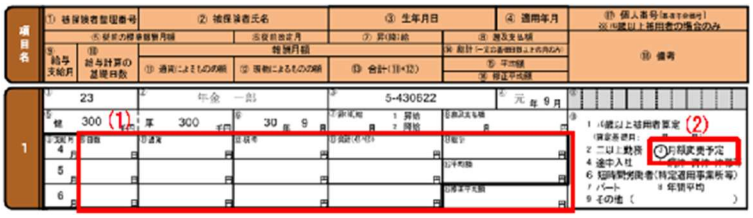

※省略をする場合でも算定基礎届の提出自体は必要なのでご注意ください。
【厚生労働省　より】

新型コロナウイルス関連の助成金の最新情報について

**社会保険労務士法人イデア
ホームページにて、
随時掲載しておりますので
こちらもご確認ください！**

大阪ではやっと緊急事態宣言が解除されましたね。皆様いかがお過ごしでしょうか。
私は、期間中テレワークをさせていただき、ほぼ家から出ない生活を送っていました。ステイホームの過ごし方としては、いつもは作らない様な時間がかかる煮込み料理を作ったり、毎日入浴剤を変えたお風呂でYouTube を見ながら 2 時間入ったりと、普段は出来ないことをしながらなんだかんだで有意義に過ごしていました。これからも気を抜かず、適度に息抜きをしながら過ごしていきましょう。（君野）

６月　労務スケジュール

・労働保険年度更新準備
（申告：6/1～8/31）
・特別徴収住民税額の更新
・外国人労働者問題啓発月間